**ドクターヘリ運航会社のパイロットの不足・養成状況について**

平成２７年８月１３日

福祉保健部医療政策課

ドクターヘリパイロットの不足・養成・確保の状況に係る関係省庁及び運航会社の見解は以下のとおりである

**１　「ヘリコプター操縦士の養成・確保に関する関係省庁連絡会議」とりまとめ（H27年7月）**

|  |
| --- |
| ○ヘリコプター操縦士の養成・確保に係る課題ドクターヘリの操縦士については、現時点で不足している状況にはないが、ドクターヘリの操縦士になるには、業界の自主規制として２０００時間以上の飛行経歴が必要とされているところ、若手操縦士が担当できる農薬散布等の業務が減少しているために飛行経歴を積ませることが困難となり、ドクターヘリ操縦士の高齢化が進展する中で、将来に向けて技量・経験のある操縦士の確保が課題となっている。 |

**２　運航会社の状況（聞き取り）**

**（１）Ａ社**

自衛隊や他の運航会社等で、２０００時間以上のフライト経験（概ね１０年程度の経験）のある者を継続的に採用し、訓練を実施している。個人差はあるが概ね半年程度の訓練でドクターヘリのパイロットとして運航許可させている。

今後５年～１０年後には退職者も多く見込まれ、また、現在十分とも言えないが、足らないという状況ではない。

**（２）Ｂ社**

消防ヘリ、防災ヘリ、ドクターヘリとパイロットの需要は多い。現在運航しているドクターヘリに影響はないが、新たなドクターヘリ運航に当たっては、すぐには対応できない状況。２０００時間以上の飛行経験など、ドクターヘリ運航会社で統一基準を設けており、経験者を採用しているが、数多く採用出来る状況ではない。採用後当社では半年から１年程度掛かる。十分な時間（２年程度）を取っていただければ、新たな運航に向けてパイロットの育成等は可能。

**（３）Ｃ社**

現在余力はあるが、パイロットは各社とも不足気味である。団塊の世代の退職もあり、常に事業の継続・拡大に向けてパイロットの養成を行っているところであるが、養成対象者を募集しても、必ず応募がある状況でもない。